



最大100万円支援

伊賀市

奨学金等返還支援

《奨学金等返還支援とは》

大学等の在学中に奨学金の貸与を受け卒業した方が、伊賀市に定住し正規雇用として伊賀市内又は定住自立圏域内の企業等に雇用された場合、その奨学金返還に対し、年間返還額の2分の1（年間上限20万円）を5年間（60ヶ月）最大100万円を支援します。

《対象者》下記の要件を全て満たす方

- ・令和5年4月1日以後新たに伊賀市内または定住自立圏域内（※）の企業に就職された方
- ・奨学金の貸与を受けて就学した大学や専門学校等を卒業し、自ら奨学金を返還している人
- ・35歳以下の人
- ・申請日において本市に住民票があり申請日から5年以上定住する意思のある人
- ・市税の滞納がないこと
- ・国家公務員及び地方公務員でないこと
- ・雇用保険の一般被保険者である人

※定住自立圏域内とは、笠置町、南山城村、山添村、名張市です

ただし、名張市については、令和6年10月22日以降に就職された方が対象となります。

《対象となる奨学金》

- ・日本学生支援機構第一種奨学金および第二種奨学金
- ・都道府県および都道府県教育委員会が貸与する奨学金
- ・学資として貸与される奨学金で市長が認めるもの

《申請に必要な書類》

- ☐ 奨学金等返還支援金交付申請書（伊賀市ホームページに様式記載）
- ☐ 奨学金等の貸与を証する書類の写し（奨学生証、奨学金貸与証明書など）
- ☐ 奨学金等の返済計画の全体を確認できる書類の写し
（加入通知や返還確認票などの月々の返還予定額が確認できる書類）
- ☐ 交付対象奨学金等の返済額を証する書類の写し
（返済したことが確認できる口座やネットバンキング等の書類 ※対象月すべての分を提出ください）
- ☐ 在職証明書（伊賀市ホームページに様式記載）
- ☐ 大学等を卒業したことを証する書類（卒業証書、卒業証明書など）

《その他》

- ・1年目は採用日から12月分が交付対象になり、2年目以降は1月から12月分が交付対象になります。（翌年の1月から2月末までに申請してください。）
- ・他団体からも奨学金返還支援を受ける場合はご相談ください。
- ・返還計画に基づかない繰り上げ返還した金額については交付の対象外となります。
- ・**毎年度申請が必要です。**

《申請期間》

1月から2月末までに申請書類を提出してください。※期間を過ぎた場合は受付できません。
オンライン・窓口・郵送で申請が出来ます。詳しくはホームページをご覧ください。

《提出・問い合わせ先》

伊賀市 企画振興部 地域創生課 移住定住係

TEL：0595-22-9680 E-mail：chisou@city.iga.lg.jp

〒518-8501 三重県伊賀市四十九町3184番地

ホームページ
はこちら

